

○新見市森林土木工事における週休２日工事实施要領

(趣旨)

第１条 この告示は、建設現場における労働環境改善のため、新見市が発注する森林土木工事において、週休２日工事を受注者希望型により実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 週休２日 「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」及び「完全週休２日（土日）」をいう。
- (２) 週休２日工事 週休２日を実施する工事をいう。
- (３) 対象期間 現場着手日（準備工事等を除く。）から現場完成日までをいう。
- (４) 完全閉所 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (５) 通期の週休２日 対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。
- (６) 月単位の週休２日 対象期間における全ての月において、現場閉所率が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。ただし、歴上の土日の閉所では２８．５％に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日合計日数以上の現場閉所を行っているときは、２８．５％以上を達成しているものとみなす。
- (７) 完全週休２日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

(対象工事)

第３条 週休２日工事は、新見市が発注する原則全ての森林土木工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (１) 発注者指定型の工事
- (２) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
- (３) その他、発注者が週休２日として相応しくないと判断した工事

２ 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休２日工事の対象工事である旨を明記する。

３ 発注者は、週休２日対象外の工事については、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

第４条 週休２日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休２日工事を

実施する受注者希望型とする。

- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休２日工事の実施希望の有無を発注者に報告するものとする。
- 3 受注者は、現場条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日又は指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- 4 前３項に定めるもののほか、週休２日工事の実施にあたっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

（設計変更）

第５条 発注者は、受注者が前条第２項の規定により週休２日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において月単位の週休２日を達成した場合は、精算時に月単位の週休２日の達成をした場合の補正係数に設計変更する。なお、完全週休２日（土日）の達成をした場合は、精算時に補正係数を完全週休２日（土日）の達成をした場合の補正係数に変更するものとする。

- 2 前項の補正係数は別に定める。

（工事成績評定）

第６条 発注者は、受注者が第４条第２項の規定により週休２日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休２日を達成した場合は、工事成績評定で評価する。

（履行証明書）

第７条 発注者は、受注者が第４条第２項の規定により週休２日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成したことを確認した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第８条 この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則（令和７年９月２２日告示第１６３号）

この告示は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則（令和８年９月２９日告示第１６８号）

この告示は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。